

「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！

INDEX

お知らせ

「新年の挨拶」

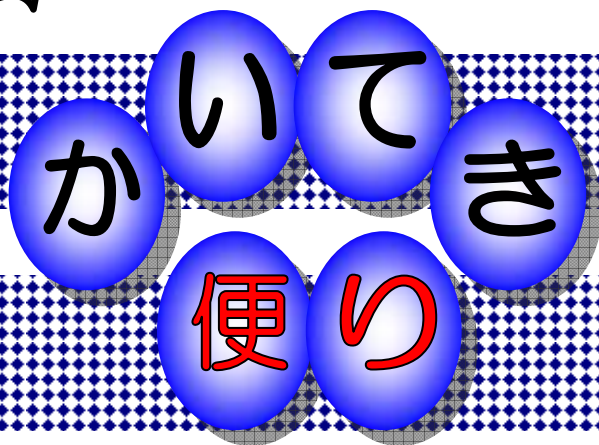
「平成22年度介護職員処遇改善交付金の申請の受付を開始しました」
「指定更新申請書を発送しました」

最近の動向

「第1回全国地域包括ケア推進会議が開催されました」
「介護サービス事業所の指定の取消処分について」

注意

「福祉用具の重大製品事故報告について(情報提供)」



平成22年1月1日発行 **第66号**

新年の挨拶

お知らせ

事業者の皆様、新年おめでとうございます。

昨年は、介護保険制度が制度開始10年目を迎えるとともに、第4期に入るという節目の年でした。また、介護保険制度開始以降初めてプラスの介護報酬改定や介護職員処遇改善交付金制度が実施されるなど、介護サービス提供側にも注目が集まった1年だったと思います。

今年は、そうした取り組みの成果が問われる年になると考えております。良質な介護人材を確保することにより、質量ともにサービスの向上が図られることが期待されているからです。事業者の皆様におかれましては、そうした利用者の期待に応えられるよう、より一層の努力をお願いしたいと思います。また、制度が持続的に発展していくためには、制度に対する信頼が重要であり、介護サービスの提供が適正に行なわれることが必要です。そのためには今年も都や保険者が事業者の皆様と一体になって介護サービスの適正化を進めていかなければならないと考えております。

介護保険制度が利用者にとっても事業者にとってもよりよいものとなるよう、都として取り組んでまいりますので、本年もどうぞよろしくお願いたします。

東京都福祉保健局高齢社会対策部長 狩野 信夫

平成22年度介護職員処遇改善交付金の申請の受付を開始しました

お知らせ

本交付金は、介護分野における経済危機対策として、介護職員の処遇改善に取り組む事業所に対して、平成21年10月から平成23年度末までの間、介護職員1人当たり月額平均月1.5万円に相当する額を交付し、介護職員の処遇改善を目的としたものです。また、厚生労働省から「本交付金については当初の予定どおり実施するとともに、平成24年度以降も介護職員の処遇改善に取り組む」旨の方針が示されています。本交付金の趣旨をご理解の上、介護職員の処遇改善のため、積極的にご活用ください。

なお、本交付金は年度ごとの申請・承認が必要とされていますので、現在、平成21年度交付金の支給をうけている事業者の皆様も、平成22年度交付金の申請をいただきますようお願いいたします。

【東京都福祉保健局ホームページ】

東京都介護サービス情報 > 高齢者 > 介護保険 > 介護職員処遇改善交付金

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/shoqu/22koufushinsei/index.html>

本件詳細・申請書類等については「平成22年度介護職員処遇改善交付金交付申請について」のページに掲載しておりますので、ご確認ください。

【処遇改善交付金お問い合わせ専用電話】

TEL03-5320-4343 受付時間:平日9時30分~17時(11時45分~13時15分を除く)

指定更新申請書を発送しました

お知らせ

平成16年7月1日に指定を受けた事業所・施設(介護保険課所管)については、指定更新申請書を12月下旬に発送しました。提出期限は**平成22年2月1日**(消印有効)です。

指定更新申請書に印刷されている内容は、平成21年12月9日時点の審査完了データですので、申請書発行以降に印刷されている内容に変更等があった場合でも、変更届が提出されていれば問題ありません。

【お問い合わせ先】 (財)東京都福祉保健財団 事業者支援部事業者指定室 TEL03-5206-8752

第1回全国地域包括ケア推進会議が開催されました

最近の動向

平成21年11月17日に第1回全国地域包括ケア推進会議が開催されました。

本会議の設置の趣旨としては、現下の経済情勢が厳しい中で良質な介護人材を確保すること、高齢者の日常生活における課題やニーズを把握して介護サービス提供体制の拡充を図ることを目的としています。

議題は以下に記載のとおりです。なお、資料及び審議内容は、厚生労働省のホームページをご確認ください。

(議題)

緊急雇用対策(平成21年10月23日緊急雇用対策本部決定)について

介護職員処遇改善交付金について

雇用対策の関連施策について

【資料掲載先】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000002lby.html>

介護サービス事業所の指定の取消処分について

最近の動向

東京都福祉保健局は、平成21年11月25日付で「株式会社デイサービス和」が運営する指定通所介護事業所及び指定介護予防通所介護事業所「株式会社デイサービス和」に対して、平成21年12月25日をもって指定を取り消すことを決定しました。現在確認している返還予定額は約1,120万円。主な処分内容は以下のとおりです。

(1) 通所介護

ア 人員基準違反

・指定時から、専ら指定通所介護の提供に当たる生活相談員が、1人以上確保されていなかった。

イ 不正請求

・個別機能訓練計画を作成しないまま、個別機能訓練加算を不正に請求し、受領した。

ウ 虚偽の指定申請

・指定時から、サービス提供時間帯を通じて専ら勤務できない生活相談員を勤務できる者として、介護保険法第41条第1項の指定を受けた。

(2) 介護予防通所介護

ア 人員基準違反

・指定時から、専ら指定介護予防通所介護の提供に当たる生活相談員が、1人以上確保されていなかった。

イ 不正請求

・運動器機能向上サービスの算定要件を満たさないまま、運動器機能向上加算を不正に請求し、受領した。

ウ 虚偽の指定申請

・指定時から、サービス提供時間帯を通じて専ら勤務できない生活相談員を勤務できる者として、介護保険法第53条第1項の指定を受けた。

詳細は、以下のホームページに掲載されています。

【東京都福祉保健局ホームページ】

東京都介護サービス情報 > 事業者に関する情報

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html

【お問い合わせ先】 東京都福祉保健局指導監査部指導第一課 TEL03 - 5320 - 4290

福祉用具の重大製品事故報告について(情報提供)

注意

経済産業省及び消費者庁が、公表した重大製品事故のうち福祉用具に係るものについて、厚生労働省から情報提供がありました。(平成21年11月25日・12月4日付)

介護サービス事業所及び介護保険施設等におかれましては、以下のHP掲載の内容をご確認の上、福祉用具が適切に使用され、事故等の発生が防止されますよう、使用状況の確認及び安全性の確保について、ご確認をお願いします。

【東京都福祉保健局ホームページ】

東京都介護サービス情報 > 利用者の安全確保・事故防止に係る注意喚起

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tyuui/shouhi/index.html